

東かがわ市規則第6号

東かがわ市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月13日

東かがわ市長

上村 一郎

東かがわ市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東かがわ市営住宅条例施行規則（平成15年東かがわ市規則第102号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>配偶者暴力防止法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第2条 条例第7条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第2項に規定する被害者及び第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 配偶者暴力防止法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。